

諮問第6号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所 [REDACTED]

氏 名 中 尾 幸 子

生年月日 [REDACTED]

学 歴 [REDACTED]

職 歴 昭和44年 4月 日本ビジネスオートメーション株式会社入社
平成13年 4月 宝塚市地域人権教育活動推進員
平成16年 6月 宝塚市人権審議会委員
平成17年 7月 宝塚市人権教育推進委員会委員
平成19年 5月 宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会常任委員会委員
平成20年 1月 宝塚市人権教育推進委員会委員
平成20年 7月 宝塚市公民館運営審議会委員
平成22年 1月 人権擁護委員
平成23年 7月 行政相談委員
平成25年 4月 人権擁護委員
現在に至る。

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

（※個人情報保護のため、一部マスキングしています。）